

第三期スカラシップ・一般

令和7年度 法科大学院入学者選抜試験問題

商法・民事訴訟法・刑事訴訟法

1. 試験開始の合図があるまで、この問題用紙の中を見てはいけません。
2. 試験時間は、商法、民事訴訟法、刑事訴訟法の3科目で90分です。
3. 試験中に問題用紙の印刷不鮮明や解答用紙の汚れ等に気付いた場合は、手を挙げて監督者に知らせてください。
4. 解答にあたっては、六法の使用を認めません。
5. 解答にあたっては、必ず黒か青のペンまたはボールペン(鉛筆は不可)を使用してください。
6. **解答用紙**に記入するときには、下記の点に注意してください。
 - (1) 受験番号・氏名を所定欄に記入してください。
 - (2) 訂正する場合は、一線で消すなどして、分かりやすく訂正してください。
 - (3) 解答用紙は、折り曲げたり汚したりしないでください。
7. 問題用紙の余白等は適宜利用してかまいません。
8. 試験終了後、問題用紙は持ち帰ってください。

【商 法】

以下の第1問から第15問について、会社法の規定又は判例の趣旨に照らし、正しいもの、誤っているもの又は適切なものを1つ選び、その数字を解答欄に記入しなさい。

第1問 会社法の総則又は会社の機関等について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 会社の住所は、その代表者の住所の所在地にあるものとされている。
2. 公開会社である大企業は、定款の定めによつても、会計参与を置くことはできない。
3. 会社の代理商については、競業取引の規制等はなされていない。
4. 最高裁判所の判例によれば、法人格否認の法理は法人格の形骸化事例に限つて適用される。
5. 親会社とは、株式会社を子会社とする会社その他の当該株式会社の経営を支配している法人として法務省令で定めるものをいう。

第2問 株式会社の設立（会社法第2編第1章）について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 各発起人は、株式会社の設立に際し、設立時発行株式を1株以上引き受けなければならぬ。
2. 発起人は、定款に資本金の額を記載し、又は記録しなければならない。
3. 発起設立において出資の履行により設立時発行株式の株主となる権利の譲渡は、成立後の株式会社に対抗することができない。
4. 発起設立において設立時役員等の選任は、原則として発起人の議決権の過半数をもつて決定する。
5. 設立する株式会社の取締役は、当該株式会社の設立の無効の訴えを提起することができる。

第3問 株式又は株主について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 株券発行会社において株券の占有者は、当該株券に係る株式についての権利を適法に有するものと推定される。
2. 公開会社は、株主名簿管理人を置く旨を定款で定めなければならない。
3. 子会社は、例外なくその親会社である株式会社の株式を取得してはならない。
4. 公開会社においては、原則として株主総会が募集株式の発行に係る募集事項を決定する。
5. 公開会社は、当該種類の株式の株主が1株につき複数個の議決権を有することを内容とする種類の株式を発行することができる。

第4問 株主総会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 取締役会設置会社ではない会社の株主総会では、株式会社に関する一切の事項について決議することができる。

2. 下級審の判例によれば、株主総会における株主による不当な株主提案権の行使は、権利の濫用として許されない場合もある。
3. 株主総会の普通決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。
4. 最高裁判所の判例によれば、議決権行使の代理人の資格を株主に制限する定款の規定は、原則として無効である。
5. 株式会社は、株主総会の日から10年間、その議事録をその本店に備え置かなければならない。

第5問 取締役について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 取締役は、当該会社の使用人でなければならない。
2. 役員が欠けた場合、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。
3. 株式会社は、当該株式会社と取締役との利益が相反する状況であっても、当該株式会社の業務を執行することを社外取締役に委託することはできない。
4. 株式会社において定款の規定又は株主総会の決議を要する取締役の報酬等には、当該株式会社の募集新株予約権は含まれない。
5. 取締役会設置会社が役員等の補償契約の内容を決定するには、株主総会の決議によらなければならない。

第6問 代表取締役又は取締役会について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい（監査等委員会設置会社及び指名委員会等設置会社は除く）。

1. 代表取締役の氏名及び住所は、登記事項である。
2. 代表取締役の権限に加えた制限は、善意の第三者に対抗することができない。
3. 大会社である取締役会設置会社において、取締役会は内部統制システムの整備に関する事項を決定しなければならない。
4. 株主が取締役会の招集を請求することは、常に認められていない。
5. 会社の債権者が取締役会の議事録を閲覧することも、一定の要件の下で認められる。

第7問 公開会社の監査役又は会計参与について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 監査役は、会社の申立てにより裁判所によって選任される。
2. 監査役は、原則として取締役会に出席する必要はない。
3. 監査役会は、常勤の監査役を2名以上選定しなければならない。
4. 会計参与は、法定の期間、当該会計参与が定めた場所に各事業年度に係る計算書類及びその附属明細書並びに会計参与報告を備え置かなければならない。
5. 会計参与は常にすべての取締役会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

第8問 株式会社の計算又は社債等について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社の会計帳簿には、元帳、仕訳帳等が含まれる。
2. 計算書類は、原則として定時株主総会の承認を受けなければならない。
3. 株式会社が金銭以外の配当をすることは禁止されている。
4. 株式会社は、法定の要件の下で剰余金の額を減少して、資本金の額を増加することができる。
5. 社債発行会社は、社債券を発行する旨の定めがある社債を発行した日以後遅滞なく、当該社債に係る社債券を発行しなければならない。

第9問 持分会社について、以下の記述のうち正しいものを1つ選びなさい。

1. 持分会社の無限責任社員の出資の目的は、金銭等に限られている。
2. 合同会社の設立の際、その社員になろうとする者は、原則として定款の作成後、設立の登記をする時までに出資に係る金銭の全額を払い込み、又は出資に係る金銭以外の財産の全部を給付しなければならない。
3. 法人は、持分会社の業務を執行する社員になることはできない。
4. 合名会社の債権者は、当該合名会社の営業時間内は、いつでも、その計算書類の閲覧又は謄写の請求をすることができる。
5. 持分会社は、新株予約権付社債を発行することができる。

第10問 会社の組織再編である株式交換について、以下の記述のうち誤っているものを1つ選びなさい。

1. 株式会社が株式交換をする場合においては、当該株式会社と株式交換完全親会社との間で株式交換契約を締結しなければならない。
2. 株式交換の手続においては、事前に法定の書面等の備置きが義務付けられている。
3. 株式交換完全親会社が株式交換完全子会社の特別支配会社である場合であっても、株式交換については、常に株式交換完全子会社の株主総会の承認を受けなければならない。
4. 株式交換をする場合において、株式交換完全親会社の反対株主は、原則として当該株式交換完全親会社に対し、自己の有する株式を公正な価格で買い取ることを請求できる。
5. 株式会社が株式交換をするとき、株式交換完全親株式会社の債権者は一定の場合には当該株式交換完全親株式会社に対し、当該株式交換について異議を述べることができる。

第11問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

社債とは、当該会社を債務者とする（ ）であって、償還されるものをいう。

1. 現物出資
2. 金銭債権
3. 信用出資
4. 新株予約権
5. 種類株式

第12問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

会計監査人設置会社における（ ）とは、当該会計監査人設置会社及びその子会社から成る企業集団の財産及び損益の状況を示すものである。

1. 事業報告
2. 株主資本等変動計算書
3. 個別注記表
4. 連結計算書類
5. 臨時計算書類

第13問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

指名委員会等設置会社の各委員会の委員は、取締役の中から、（ ）によって選定する。

1. 監査等委員会の決議
2. 指名委員会の決議
3. 監査役会の決議
4. 代表執行役の決定
5. 取締役会の決議

第14問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社は、その成立後、（ ）によって、定款を変更することができる。

1. 株主総会の決議
2. 特別委員会の決定
3. 経営委員会の決定
4. 公証人の認証
5. 特別取締役による取締役会の決議

第15問 以下の記述の空欄に適切なものを1つ選びなさい。

株式会社が株主に対してする通知又は催告が（ ）以上継続して到達しない場合には、株式会社は、当該株主に対する通知又は催告をすることを要しない。

1. 1年
2. 3年
3. 5年
4. 10年
5. 20年

以上

【民事訴訟法】

問 1～10 [配点：各 1 点]

以下の各問い合わせについて、内容が正しい場合には「1」を、誤っている場合には「2」を、それぞれ解答しなさい。なお、争いがある場合には判例によるものとする。また、解答は、令和 6 年 4 月 1 日時点で施行されている条文によること。

問 1 所有权に基づき 100 万円の価額の自動車の引渡しを請求し、あわせて、その引渡しの執行の不能の場合のために 100 万円の損害賠償を請求する訴えは、地方裁判所の管轄に属する。

問 2 当事者が忌避の原因のある裁判官の面前において弁論をし、又は弁論準備手続において申述をしたときでも、忌避の原因があることを知らなかった場合には、その裁判官を忌避することができる。

問 3 法人でない社団が、団体としての固定資産ないし基本的財産を有しない場合、当該団体に当事者能力が認められる余地はない。

問 4 訴訟無能力者による訴訟行為又はこれに対する訴訟行為は、当然に無効であり、訴訟能力を有するに至った当該当事者が追認をしても、有効となることはない。

問 5 X の Y に対する貸金返還請求訴訟において、Y に金員を貸与したのが X ではなく Z であることが明らかになった場合には、X の訴えは原告適格を欠くものとして却下される。

問 6 裁判所は、当事者の同意がなければ、事件を弁論準備手続に付することができない。

問 7 書証として提出された借用書上の印影が借主の実印と一致する場合には、借主の意思に基づいて押印されたものと推定され、ひいては当該文書が真正に成立したものと推定される。

問 8 証拠の申出が時機に後れたものである場合には、それが唯一の証拠方法であったとしても、却下されうる。

問 9 主要事実を立証するためには証明が必要であるが、間接事実を立証するには疎明で足りる。

問 10 被控訴人は、控訴権が消滅した後であっても、口頭弁論の終結に至るまで、附帯控訴をすることができる。

問 11～20 [配点：各 3 点]

問 11 重複する訴えの提起の禁止に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 X の Y に対する土地所有権に基づく所有権移転登記手続請求訴訟の係属中に、Y が X を被告として当該土地の所有権の確認を求める別訴を提起することは、許されない。
- 2 X の Y に対する貸金 300 万円の債務不存在確認請求訴訟の係属中に、Y が X に対して当該貸金の返還を求める別訴を提起することは、許されない。
- 3 X の Y に対する売買代金支払請求訴訟である α 訴訟と Y の X に対する貸金返還請求訴訟である β 訴訟とがそれぞれ係属中に、 α 訴訟の被告 Y が、 α 訴訟において、 β 訴訟で請求している貸金債権を自働債権とする相殺の抗弁を主張することは、許されない。
- 4 一個の債権の一部についてのみ判決を求める旨を明示して訴えを提起している場合において、当該債権の残部を自働債権として他の訴訟において相殺の抗弁を主張することは、債権の分割行使をすることが訴訟上の権利の濫用に当たるなど特段の事情の存しない限り、許される。
- 5 代位債権者 X が、Z に代位して第三債務者 Y に対し提起した貸金返還請求訴訟が係属しているときでも、Z は、独立当事者参加をして、Y に対して当該貸金の返還請求をすることができる。

問 12 裁判上の自白に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 当事者が証拠として提出した契約書について、相手方がその成立の真正を認める旨の陳述をした場合には、裁判所は、証拠によっても、当該契約書の成立の真正を否定することができない。
- 2 当当事者的一方が、口頭弁論期日において自己に不利益な事実を陳述した場合には、直ちに自白が成立する。
- 3 当当事者が、口頭弁論の期日において相手方の主張した事実を争うことを明らかにしなかった場合には、次回以降の期日において当該事実を争うことができない。
- 4 ある事実について自白した当事者は、その事実が真実に合致しないことを証明すれば、その自白は錯誤に出たものと認められうるので、原則として自白を撤回することができる。
- 5 親子関係不存在確認の訴えにおいて、被告が、子の懐胎が可能である時期に両親が別居していたとの原告の主張を認める旨の陳述をしたときは、この事実につき裁判上の自白が成立する。

問 13 送達に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 被告から送達場所としてその住所地が届け出られたが、その後転居したという場合、送達場所の届出は当然に失効し、以後の送達は新たな住所地でしなければならない。

- 2 訴状が被告に送達された後は、その訴状に不備があつても、命令で訴状を却下することはできない。
- 3 被告の住所地が明らかでなかつたため、就業場所での訴状の送達が試みられたところ、その場所に居合わせた被告が訴状の受領を正当な理由なく拒んだ場合、差置送達はできない。
- 4 公示送達は、裁判所の掲示場に掲示して行い、掲示と同時に送達の効力が生じる。
- 5 A が C から借金をする際、同居する義理の息子 B に黙つて B を連帯保証人とする契約を締結したところ、C が B に対して保証債務履行請求訴訟を提起した場合において、B がたまたま外出していたため、B の住所地において A に訴状を交付することによりなされた訴状の送達は、その後 A が当該訴状を隠匿し、上記交付の事実を B に告知しなかつた場合には、効力を生じない。

問 14 当事者尋問に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 当事者本人は、裁判長の許可を受けたときは、書類に基づいて陳述することができる。
- 2 当事者本人の法定代理人を尋問するときは、当事者本人の尋問に関する規定にしたがつて行われる。
- 3 当事者本人を尋問する場合において、その当事者本人が正当な理由なく出頭しないときは、勾引することができる。
- 4 当事者本人を尋問する場合において、その当事者に宣誓をさせるかどうかは、裁判所の裁量にゆだねられている。
- 5 専門委員は、当事者の同意があれば、裁判長の許可を得て当事者本人に対し直接発問することができる。

問 15 釈明に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 裁判所は、訴訟関係を明瞭にするため、鑑定を命ずることができる。
- 2 裁判長は、口頭弁論の期日外において、釈明権の行使をすることができる。
- 3 当事者は、裁判長の釈明権の行使に対して不服のあるときは、異議を申し立てができる。
- 4 攻撃又は防御の方法でその趣旨が明瞭でないものについて、当事者が釈明をすべき期日に出頭しない場合には、裁判所は、その攻撃又は防御の方法を却下することができる。
- 5 具体的な法律構成を示唆して訴えの変更を促す釈明権の行使は、許されない。

問 16 訴訟手続の中止に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 ある訴訟に第三者が独立当事者参加をした場合に、当該第三者が死亡したとき、訴訟手続は中止しない。

- 2 貸金返還請求訴訟において、口頭弁論終結後判決の言渡し前に被告が死亡した場合、訴訟手続は中断しない。
- 3 土地所有者 X が、土地上の建物を所有して土地を占有している Y に対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Y が訴訟係属中に当該建物を Z に譲渡した場合、訴訟手続は中断する。
- 4 土地所有者 X が、土地上の建物を所有して土地を占有している Y 株式会社に対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Y 社が訴訟係属中に別の株式会社と合併し、新設会社 Z 株式会社を設立した場合、訴訟手続は中断しない。
- 5 土地所有者 X が、土地上の建物を所有して土地を占有している Y 株式会社に対し提起した建物収去土地明渡請求訴訟において、Y 社の唯一の代表取締役が訴訟係属中に死亡した場合、訴訟手続は中断する。

問 17 反訴に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを 1 つ選びなさい。

- 1 反訴を提起することができるは、事実審の口頭弁論終結時までである。
- 2 本訴の係属する裁判所とは別の裁判所を専属管轄とする旨の合意がある請求については、これを反訴の目的とすることはできない。
- 3 本訴の取下げがあった場合における反訴の取下げは、反訴被告の同意がなければ生じない。
- 4 売買代金請求権が本訴請求である場合に、売買契約の成立を争う本訴被告（反訴原告）が、本訴請求が棄却されることを解除条件として、売買目的物の引渡請求の反訴を提起することは、許されない。
- 5 土地の占有に基づく占有保持の訴えが係属している場合、被告は、所有権に基づく土地明渡しを求める反訴を提起することができる。

問 18 判決に関する次の 1 から 5 までの記述のうち、誤っているものを 1 つ選びなさい。

- 1 当事者が主張した主要事実であっても、それが請求を明らかにするものではなく、また、主文が正当であることを示すために必要な主張でもなければ、判決書に適示しなくてよい。
- 2 当事者双方が口頭弁論期日に出頭しない場合、裁判所は、審理の現状と当事者の訴訟進行の状況を考慮して相当と認めるときは、終局判決をすることができる。
- 3 請求の一部について判断を脱漏した判決に対して控訴が提起された後は、第一審裁判所は、脱漏部分について追加判決をすることはできない。
- 4 仮執行宣言の申立てに応答せず請求認容判決を言渡した場合、裁判所は、申立て又は職権により、補充の決定をする。
- 5 建物収去土地明渡訴訟の係属中に、原告が所有権についての中間確認の訴えを提起し、最終的に原告の請求をいずれも認容する判決がされた場合には、被告は控訴して、この判決のうち建物収去土地明渡請求についての部分のみならず、所有権確認請求についての部分に対しても不服を申し立てることができる。

問 19 確定判決の効力に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、正しいものを1つ選びなさい。

- 1 XがY会社を被告として、損害賠償を求める訴えを提起し、Xの請求を認容する判決が確定した後、Y会社が新たに設立したZ会社にY会社の資産を移転した場合であって、法人格の濫用であるとしてZ会社の法人格が否認されるときは、確定判決の既判力がZに及ぶ。
- 2 Y株式会社の株主Xが、Y株式会社の設立無効の訴えを提起し、その訴訟においてXの勝訴判決が確定しても、XY間の訴訟に参加していなかった他の株主Zには、確定判決の効力は及ばない。
- 3 XのYに対する1000万円の貸金返還請求訴訟において、Yが限定承認の抗弁を主張し、相続財産の限度で支払えとの判決が確定した後、XがYに対し、相続財産の一部の隠匿があったとして改めて責任限定のない判決を求めて同一の訴えを提起した場合、Xの後訴請求に、前訴判決の効力は及ばない。
- 4 XのYに対する所有権に基づく建物取去土地明渡請求訴訟において、訴訟上の和解により、Yは建物を取去し、敷地である土地を明け渡すべき義務を負うとされた場合に、その後、Yから当該建物を借り受け、その建物の敷地である土地を占有するZには、Zが和解調書の存在を知っていたか否かにかかわらず、当該調書の執行力が及ぶ。
- 5 離婚判決が確定しても、当該判決に基づき戸籍法上の届出がされなければ、婚姻解消の効果は生じない。

問 20 再審に関する次の1から5までの記述のうち、判例がある場合には判例に照らして、誤っているものを1つ選びなさい。

- 1 再審の訴えを提起した当事者は、不服の理由を変更することができる。
- 2 確定判決によって法律上の利益を害される第三者は、補助参加の申出をするとともに、補助参加人として、再審の訴えを提起することができる。
- 3 確定判決が前に確定した判決と抵触することを再審事由とする場合、再審期間の制限はない。
- 4 Xが甲地方裁判所においてYに対し提起した訴えについて、請求を棄却するとの判決がされ、控訴がされず、この判決が確定した場合に、この確定した判決に対してXが提起する再審の訴えの管轄裁判所は、その管轄区域内に甲地方裁判所が所在する高等裁判所である。
- 5 XのYに対する土地の所有権確認請求訴訟につき、Xの請求を棄却するとの判決が確定した後、Xが死亡した場合、Xの唯一の相続人であるZには、Yを被告としてこの確定判決に対し再審の訴えを提起する原告適格が認められる。

以上

【刑事訴訟法】

【問1】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア. 捜査の端緒とは、捜査機関が犯罪があると思料するに至った理由をいうが、これには何ら制限がなく、刑事訴訟法に規定されたものに限られない。
- イ. 檢視は、その重要性から検察官にのみ認められた権限であるので、検察官は、原則として検察事務官又は司法警察員に検視の処分をさせることができない。
- ウ. 親告罪については、有効な告訴の存在が訴訟条件となっているので、捜査機関は、告訴がない間は強制捜査をすることができない。
- エ. 司法警察員は、自首を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。
- オ. 自首した犯人は、告訴又は告発の場合と同様に、自首した後にこれを取り消すことができる。

1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

【問2】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 強盗殺人事件の捜査に関し、公道上を歩いている被疑者の容ぼう等を撮影することは、防犯ビデオに写っていた犯人の容ぼう等と被疑者の容ぼう等との同一性の有無という犯人を特定するための重要な判断に必要な証拠資料を入手するためであっても、被疑者の同意がある場合か、裁判官の令状がある場合以外には許容されない。
- イ. 強制手段とは、有形力の行使を伴う手段を意味するものではなく、個人の意思を制圧し、身体、住居、財産等に制約を加えて強制的に捜査目的を実現する行為など、特別の根拠規定がなければ許容することが相当でない手段を意味するものであって、この程度に至らない有形力の行使は、任意捜査においても許容される場合がある。
- ウ. 車両に使用者らの承諾なく秘かにGPS端末を取り付け、情報機器でその位置情報を検索し、画面表示を読み取って当該車両の所在と移動状況を把握する捜査手法は、個人のプライバシーの侵害を可能とする機器をその所持品に秘かに装着することによって、合理的に推認される個人の意思に反してその私的領域に侵入するものであり、刑事訴訟法上、特別の根拠規定がなければ許容されない強制処分に当たる。
- エ. 荷送人や荷受人の承諾を得ることなく、宅配便業者の運送過程下にある荷物について、外部からエックス線を照射して内容物の射影を観察する捜査手法は、その射影によって荷物の内容物の形状や材質をうかがい知ることができるだけでなく、その品目等を相当程度具体的に特定することも可能である場合には、荷送人や荷受人の内容物に対するプライバシー等を大きく侵害するものであるから、検証としての性質を有する強制処分に当たる。
- オ. 警察官が、覚醒剤の使用なし所持の容疑がかなり濃厚に認められる者に対する職務質問中に、その者の承諾がないのに、その上衣の内ポケットに手を差し入れて所持品を取り出したうえ検査する行為は、職務質問に附隨する所持品検査において許容される限度を超えるとの評価を受けることはない。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問3】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 私人は、急速を要する場合に限り、その理由を告げた上で現行犯人を逮捕することができる。
- イ. 司法警察員は、私人から現行犯人の引渡しを受けた場合、直ちに裁判官の逮捕状を求める手続をしなければならない。
- ウ. 私人が現行犯逮捕する場合には、その私人が犯行を現に目撲していなければならない。
- エ. 司法警察員は、私人から現行犯人の引渡しを受け、留置の必要があると思料する場合、逮捕された時からではなく、その者を受け取った時から、48時間以内に検察官に送致する手続をしなければならない。
- オ. 現行犯人を逮捕した私人は、逮捕の現場で令状によらずに捜索差押えをすることができる。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問4】次のⅠないしⅢの【見解】は、逮捕・勾留の要件が備わらないA事実での逮捕・勾留に先立って、逮捕・勾留の要件が備わっているB事実で逮捕・勾留する場合の適法性に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

【見解】

- I. B事実について逮捕・勾留の要件が備わっているか否かを基準に適法性を判断すべきであり、捜査機関がB事実による逮捕・勾留中に主としてA事実の取調べを行う意図であるか否かは、B事実による逮捕・勾留の適法性に直接には影響せず、B事実について逮捕・勾留の理由と必要性が備わっている限り、裁判官はB事実での逮捕状請求や勾留請求を認容すべきである。
- II. 逮捕・勾留の基礎となっているB事実の背後にあるA事実に着目して適法性を判断すべきであり、捜査機関がB事実に名を借りて実質的にはA事実の取調べを行う意図があることがうかがわれる場合には、B事実についての逮捕・勾留の理由と必要性が備わっていたとしても、裁判官はB事実での逮捕状請求や勾留請求を却下すべきである。
- III. B事実によって逮捕・勾留された後の身体拘束期間が、主としてA事実の捜査のために利用されるに至った場合には、それ以降の身体拘束は、B事実による逮捕・勾留としての実体を失い、A事実による身体拘束となっていると評価され、A事実による逮捕・勾留の要件が欠けるため違法である。

【記述】

- ア. Ⅰの見解に対しては、捜査機関による身体拘束の濫用という脱法的本質を無視する考え方であるとの批判がある。
- イ. Ⅱの見解は、厳格な身体拘束期間の潜脱行為に対する事前防止を重視する立場である。
- ウ. Ⅱの見解からは、仮にA事実について逮捕・勾留の理由と必要性が備わっている場合には、A事実の取調べを行う意図でB事実により逮捕・勾留することも適法となる。
- エ. Ⅲの見解からは、B事実による身体拘束期間中に捜査機関がB事実の取調べと並行してA事実の取調べを行った場合、B事実による逮捕・勾留は常に違法となる。
- オ. Ⅲの見解に対しては、裁判官が逮捕状請求や勾留請求の審査をするに当たってまず捜査機関の意図を調べなければならないことは実際的でないとの批判がある。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問5】次の【事例】について述べた後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

【事例】

司法警察員Xは、甲が自宅において覚醒剤を密売しているとの被疑事実により、捜索すべき場所を甲宅、差し押さえるべき物を覚醒剤、パソコン等とする捜索差押許可状（以下「本件許可状」という。）の発付を受けて、甲宅に赴いた。甲宅には、甲のみが在宅していたところ、Xは、甲に本件許可状を呈示した上で、甲宅に立ち入り、日没前から①甲を立会人として捜索を開始した。甲宅の捜索を実施中、甲と同居する母親Aが帰宅したため、②Xは、Aが許可なく甲宅へ立ち入ることを禁止した。Xは、甲が覚醒剤密売の顧客リストをパソコンに保存しているとの情報を基に捜索を進めていたところ、甲宅リビングルームのテーブルの上にパソコン1台を発見したことから、③同パソコンを差し押さえた。その後もXは、捜索の必要があると判断し、④本件許可状に「夜間でも執行することができる」旨の記載がなかったものの、日没後も捜索を継続した。その後、宅配便の配達員によって甲宛の小包が配達されたことから、甲は、甲宅内でこれを受領した。Xは、甲に対して開封を求めたが、甲がこれを拒否したため、⑤Xにおいて同小包を開封したところ、覚醒剤が発見されたことから、これを差し押さえた。

【記述】

- ア. 下線部①につき、仮に甲宅に誰も在宅していなかった場合でも、甲宅の隣人を立会人として捜索することはできない。
 - イ. 下線部②につき、Aは甲宅の居住者であるため、Aが許可なく甲宅に立ち入るのを禁止することは違法である。
 - ウ. 下線部③につき、当該パソコンに覚醒剤密売の顧客リストが記録されている蓋然性があり、その場で確認していたのではその情報を損壊される危険があると認められる場合は、内容を確認することなく当該パソコンを差し押さえることも許される。
 - エ. 下線部④につき、本件許可状に「夜間でも執行することができる」旨の記載がないことから、日没後に捜索を継続することは違法である。
 - オ. 下線部⑤につき、本件許可状の効力はその呈示後に甲宅に搬入された物品にも及ぶため、当該小包を開封したことは適法である。
1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウオ

【問6】次のI及びIIの【見解】は、逮捕・勾留中の被疑者に、被疑事実に係る取調べのために出頭し、滞留する義務が認められるか否かという解釈問題に関するものである。後記【発言】は、学生AないしEが、I又はIIのいずれかの【見解】を採って意見を述べたものである。【見解】と【発言】を対応させた場合、その組合せとして最も適切なものは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

【見解】

- I. 前記義務が認められる。
- II. 前記義務は認められない。

【発言】

学生A：私と異なる見解のように考えると、供述の義務はないといつても、実質的には供述を強いるのと異なるので、黙秘権を侵すことになってしまうのではないでしょうか。

学生B：私は、刑事訴訟法第198条第1項但書の「但し、被疑者は、逮捕又は勾留されている場合を除いては、出頭を拒み、又は出頭後、何時でも退去することができる。」という規定を反対解釈するのが相当だと思います。

学生C：逮捕・勾留は、将来の公判への出頭を確保するためのものであると考えると、私が採る見解とより整合性があると思います。

学生D：私のように考えたとしても、直ちに被疑者からその意思に反して供述することを拒否する自由を奪うことを意味するものでないことは明らかだと考えます。

学生E：私が採る見解は、現行法が第一次的に当事者主義を採っており、被疑者も捜査機関と相対立する一方当事者であると考えられることと、より整合的だと考えます。

- | | |
|-------------------|-----------------|
| 1. I. 学生A 学生C 学生D | II. 学生B 学生E |
| 2. I. 学生A 学生C 学生E | II. 学生B 学生D |
| 3. I. 学生A 学生D | II. 学生B 学生C 学生E |
| 4. I. 学生B 学生D | II. 学生A 学生C 学生E |
| 5. I. 学生B 学生C 学生E | II. 学生A 学生D |
| 6. I. 学生B 学生E | II. 学生A 学生C 学生D |

【問7】弁護人の活動に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 弁護人は、司法警察職員が捜索差押許可状に基づき被疑者方を捜索する場合、当該捜索差押許可状の執行に立ち会う権利がある。
- イ. 弁護人は、検察官のした接見の日時を指定する処分に不服がある場合、裁判所にその処分の取消し又は変更を請求することができる。
- ウ. 弁護人は、あらかじめ証拠を保全しておかなければその証拠を使用することが困難な事情があるときは、起訴前であっても、裁判官に証人の尋問を請求することができる。
- エ. 勾留されている被疑者の弁護人は、裁判官に保釈の請求をすることができる。
- オ. 国選弁護人は、自己を国選弁護人に選任した裁判所又は裁判官に辞任を申し出ることにより、自らその地位を離れることができる。

1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イオ 5. ウエ 6. エオ

【問8】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

- ア. 司法警察員は、犯罪の捜査をしたときは、例外なく、速やかに書類及び証拠物とともに事件を検察官に送致しなければならない。

- イ. 刑事訴訟法では起訴独占主義が採られているが、起訴・不起訴について検察官の判断を一切経ることなく、事件が公訴提起されることがある。
- ウ. 刑法第177条(不同意性交等)の罪及びその未遂罪について告訴又は告発をした者は、当該事件につき検察官のした公訴を提起しない処分に不服があるときは、刑事訴訟法に基づき、その検察官を指揮監督する検事正に当該処分の見直しを請求することができる。
- エ. 檢察審査会が、検察官の公訴を提起しない処分の当否に関し、起訴を相当とする議決をしたときは、検察官は、当該議決に従って公訴を提起しなければならない。
- オ. 告訴又は告発をした者は、当該事件につき検察官のした公訴を提起しない処分に不服があるときは、付審判請求をすることができるが、その対象事件には限定がある。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問9】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から5までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 「Aを脅迫して現金を強取した」という強盗の訴因で起訴された甲について、「Aに暴行を加えて現金を交付させた」という恐喝の事実を認定するには、訴因変更の手続を要しない。
- イ. 「乙と共謀の上、Vに対し、殺意をもって、甲が、Vの頸部を絞め付け、窒息死させて殺害した」という殺人の共同正犯の訴因で起訴された甲について、「乙と共謀の上、Vに対し、殺意をもって、甲又は乙あるいはその両名において、Vの頸部を絞め付け、窒息死させて殺害した」という事実を認定するには、公判で、殺害行為を行ったのが甲と乙のいずれなのかが争点となっていたとしても、訴因変更の手続を要する。
- ウ. 「ブレーキペダルと間違えてアクセルペダルを踏んだ過失により、自車を前方のA運転の自動車に追突させ、Aに傷害を負わせた」という過失運転致傷の訴因で起訴された甲について、「A車の後ろに進行接近する際、ブレーキをかけるのが遅れた過失」を認定するには、訴因変更の手続を要しない。
- エ. 日時、場所、方法を特定した覚醒剤使用の訴因を、別の日時、場所、方法の覚醒剤使用の訴因に変更することは、いずれの訴因も被告人の尿中から検出された同一の覚醒剤の使用行為に関するものである場合には、公訴事実の同一性に欠けることはなく、許される。
- オ. 「A方に侵入し、現金10万円を窃取した」という住居侵入・窃盗の訴因を、別の日時に「B方に侵入し、現金10万円を窃取した」という住居侵入・窃盗の訴因に変更することは、両訴因の事実が、実体法上は常習特殊窃盗罪を構成する場合であっても、公訴事実の同一性を欠くため、許されない。
1. アイ 2. アオ 3. イウ 4. ウエ 5. エオ

【問 10】公判前整理手続に付された刑事事件の第一審公判において行われる次のアからオまでの各手続を先に行われるものから時系列に沿って並べた場合、正しいものは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。

- ア. 黙秘権等の告知並びに被告人及び弁護人の陳述の機会
- イ. 弁護人の冒頭陳述
- ウ. 公判前整理手続の結果の顕出
- エ. 起訴状朗読
- オ. 檢察官の冒頭陳述
- 1. ウアエオイ 2. ウエアオイ 3. ウオイエア
- 4. エアウオイ 5. エアオイウ 6. エオアイウ

【問 11】被害者又は被害者参加人（被害者参加制度における被害者参加人をいう。）に関する次のアからオまでの各記述のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

- ア. 被害者は、被害に関する心情その他の被告事件に関する意見を陳述することができ、裁判所は、その陳述を刑の量定のための証拠とすることができます。
 - イ. 被害者参加人は、当該被告事件についての刑事訴訟法の規定による検察官の権限の行使に関し、検察官に対して意見を述べることができ、この場合において、検察官は、当該権限を行使し又は行使しないこととしたときは、必要に応じ、当該意見を述べた者に対し、その理由を説明しなければならない。
 - ウ. 情状に関する事項についての証人の供述の証明力を争うために必要な事項についてその証人を尋問することの申出を被害者参加人から受けた検察官は、申出に係る尋問事項について自ら尋問する場合を除き、意見を付して、この申出を裁判所に通知するものとされている。
 - エ. 被害者参加人は、裁判所の許可を得て、刑事訴訟法の規定による意見の陳述をするため被告人に対して質問をすることができるが、裁判長は、その質問が既にされた質問と重複するとき、これを制限することができる。
 - オ. 被害者参加人は、裁判所の許可を得て、事実又は法律の適用について意見を陳述することができ、裁判所は、その陳述を犯罪事実の認定のための証拠とすることができます。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 12】次のアからオまでの各記述のうち、正しいものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 違法に収集された証拠物の証拠能力については、憲法及び刑事訴訟法に明文の規定は置かれていないものの、刑事訴訟法の解釈として、憲法第31条による適正手続の保障並びに憲法第35条による住居の不可侵及び捜索・押収を受けることのない権利の保障にも鑑み、そのような証拠物の証拠能力が否定される場合がある。

- イ. 国外にいるため公判準備又は公判期日において供述することができない者の供述を録取した検察官面前調書を、刑事訴訟法第321条第1項第2号前段の規定により証拠とすることは、それが作成され証拠請求されるに至った事情や、供述者が国外にいることになった事由のいかんによっては、憲法第37条第2項の保障する証人審問権の趣旨に鑑み許されない場合がある。
- ウ. 自己負罪拒否特権に基づき証言を拒否する証人に対して刑事免責を付与して供述を強制することは、憲法第38条第1項に違反するから、そのようにして得られた供述を、被告人の有罪を認定するための証拠とすることは許されない。
- エ. 任意にされたものでない疑いのある自白を、犯罪事実を認定するための証拠とすることは、刑事訴訟法第319条第1項の定める自白法則に違反するが、憲法第38条第2項の定める自白法則には違反しない。
- オ. 公判廷における被告人の自白を唯一の証拠として被告人を有罪とすることは、刑事訴訟法第319条第2項の定める補強法則に違反するが、憲法第38条第3項の定める補強法則には違反しない。
1. アイ 2. アエ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

【問 13】次のアからオまでの各記述のうち、誤っているものの組合せは、後記1から6までのうちどれか。1つ選びなさい。ただし、判例がある場合には、それに照らして考えるものとする。

- ア. 証人が公判期日において、前に裁判官の面前でした供述と異なった供述をした場合、前にした供述を録取した書面で供述者の署名又は押印のあるものは、公判期日における供述よりも前にした供述を信用すべき特別の情況の存するときに限り、これを証拠とすることができます。
- イ. 火災原因の調査、判定に関し特別の学識経験を有する私人が、弁護人の依頼を受けて燃焼実験を行ってその考察の結果を報告した書面は、裁判所から鑑定を命じられた者が作成した鑑定の経過及び結果を記載した書面と同じ要件のもとでこれを証拠とすることができます。
- ウ. 刑事訴訟法第323条第2号によれば、「業務の通常の過程において作成された書面」は、その作成者が公判期日において証人として尋問を受け、その真正に作成されたものであることを供述したときに限り、これを証拠とすることができます。
- エ. 甲の検察官に対する供述調書中に、被告人乙が甲に対してした「V方に放火してきた。」旨の供述が含まれているときは、刑事訴訟法第321条第1項第2号及び同法第324条により、これを乙の現住建造物等放火被告事件において証拠とすることができます。
- オ. 刑事訴訟法第325条による書面に記載された供述が任意にされたものかどうかの調査は、必ずしもその証拠調べの前にされなければならないものではない。
1. アイ 2. アウ 3. イウ 4. イエ 5. ウエ 6. エオ

【問 14】次のⅠないしⅢの【見解】は、刑事訴訟法第319条第1項で任意にされたものでない疑いのある自白を証拠とすることができないと定められている根拠に関するものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、正しいものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

【見解】

- I. 任意にされたものでない疑いのある自白は、その内容が虚偽であるおそれがあり、誤判防止のため排除されるべきとする見解
- II. 任意にされたものでない疑いのある自白は、黙秘権を保障するため排除されるべきとする見解
- III. 任意にされたものでない疑いのある自白は、違法な手続により得られた結果として排除されるべきとする見解

【記述】

- ア. Ⅰの見解に対しては、自白の内容が真実と認められれば、証拠として許容されることになるのではないかとの批判がある。
 - イ. Ⅱの見解に対しては、供述者の主観的な心理状態に関する事実認定が困難であるという批判がある。
 - ウ. Ⅲの見解に対しては、違法な手続により得られた自白の全てが任意にされたものでない疑いがあるとはいえないから、そのような自白が全て刑事訴訟法第319条第1項により排除されるとするのであれば、規定の文言上無理があるという批判がある。
 - エ. ⅠとⅡの見解は、証拠禁止という観点において共通しているから、両見解によると、刑事訴訟法第319条第1項がいう「強制、拷問又は脅迫による自白」や「不当に長く抑留又は拘禁された後の自白」は不任意自白の例示とみることができる。
 - オ. Ⅲの見解によると、被告人側から取調べ官側に視点を移して、自白獲得手段自体の違法性に着目することになるから、刑事訴訟法第319条第1項が「強制、拷問又は脅迫」、「不当に長く抑留又は拘禁」と自白獲得の手段を列挙していることにも合致すると主張することができる。
1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

【問 15】次のⅠないしⅢの【見解】は、「Yに対する保護責任者遺棄致死罪で起訴された甲の公判において、証拠調べの結果、甲がYを遺棄した当時、Yが生きていたか死亡していたかが判明せず、甲に保護責任者遺棄致死罪と死体遺棄罪のどちらかが成立することは疑いがないが、どちらであるかは確定できなかった場合に、裁判所は、どのような判決を言い渡すべきか。」という問題に関する考え方を述べたものである。【見解】に関する後記アからオまでの【記述】のうち、誤っているものは幾つあるか。後記1から6までのうちから1つ選びなさい。

【見解】

- I. 無罪判決を言い渡すべきである。

II. 保護責任者遺棄致死罪又は死体遺棄罪のいずれかの事実が認定できるという択一的認定をして、有罪判決を言い渡すべきであるが、量刑は、軽い死体遺棄罪の刑によるべきである。

III. 軽い死体遺棄罪の事実を認定して、有罪判決を言い渡すべきである。

【記述】

ア. I の見解に対しては、国民の法感情に反するという批判がある。

イ. I の見解に対しては、刑事訴訟において重要なのは、特定の犯罪に当たる事実の証明がされたかどうかであるとの批判がある。

ウ. II の見解は、保護責任者遺棄致死罪又は死体遺棄罪のいずれかであることは疑いがない以上、軽い罪の刑で処罰するのであれば、「疑わしいときは被告人の利益に」の原則に反しないとする。

エ. II の見解に対しては、合成的な構成要件を設定して処罰することになり、罪刑法定主義に反するという批判がある。

オ. III の見解は、保護責任者遺棄致死罪又は死体遺棄罪のどちらかが成立することは疑いがない状況で、重い保護責任者遺棄致死罪の事実が認定できないのであれば、死体遺棄罪が疑いなく証明されたと考えるべきであるとする。

1. 0個 2. 1個 3. 2個 4. 3個 5. 4個 6. 5個

以 上